

●生産緑地地区

◆ 位置および制限については、青梅市都市計画課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能および多目的保留地機能(公園、緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることをいう。)の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものです。

そのため、指定を受けた生産緑地地区は、永続的な農地等として、適正に肥培管理することが義務づけられており、建築・宅地造成等できません。